

丁		法務省		本籍		氏名		出生年月日		昭和一八年七月一日	
年	月	日	事項	序名	旧氏名	但木敬一	姓	名	性別	年齢	
四一	九	三〇	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会			氏	名	男	二十二	
四二	三		東京大学法学部卒業				姓	名	性別	年齢	
四三	四	一	司法修習生を命ずる	最高裁判所	最高裁判所	姓	名	性別	年齢		
四五	八		司法修習生の修習終了	最高裁判所	最高裁判所	姓	名	性別	年齢		
四六	一一	二七	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	法務省	法務省	姓	名	性別	年齢		
四五	三	二七	広島地方検察庁検事に配置換する	法務省	法務省	姓	名	性別	年齢		
四六	一一	二二	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	最高檢察院	最高檢察院	姓	名	性別	年齢		
五〇	三		ただし期間は昭和四六年一二月一一日までとする								
三	二四	二五	浦和地方検察庁検事に配置換する								
			東京地方検察庁検事に配置換する								

法務省		年	月	日	事項	但木敬一
法務省	年月日	事項	但木敬一	年月日	事項	但木敬一
昭和五一	六七	アメリカ合衆国へ出張を命ずる				
出張期間は昭和五一年六月二三日から同五二年六月二二日までとする						
五二	七一	長野地方検察庁検事に配置換する				
五四	三二六	東京地方検察庁検事に配置換する				
四九	二六	法務事務官（法務大臣官房人事課付）に併任する				
五四	二六	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する				
併任の期間は昭和五四年一二月三一日までとする						
司法試験（第二次試験）考查委員に併任する						
併任の期間は昭和五四年一二月三一日までとする						
法務大臣官房人事課付に充てる						
五五	八一五	法務事務官（法務大臣官房人事課付）の併任を解除する				
司法試験（第二次試験）考查委員に併任する						
併任の期間は昭和五五年一二月三一日までとする						
検察官特別考試審査会臨時委員に併任する						
併任の期間は昭和五五年一二月三一日までとする						
一一	一一					
五	一					
二						
一						
二						
丁						

3 丁		法務省		年	月	日	事項	但木敬一
		昭和五六	三	二五	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する			
	六二	五九	三	二六	法務大臣官房人事課付に充てることを解く 法務大臣官房司法法制調査部参事官に充てる			
四	三	四			法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する	法務省		
	一	二			法務審議会幹事に併任する			
	六二	六一	四	二	法務審議会幹事に併任する			
	三	六	一	一	アメリカ合衆国へ出張を命ずる			
	一	一一	一	一	出張期間は昭和六年六月二三日から同年七月一六日までとする			
	二七	一二	一	一	アメリカ合衆国へ出張を命ずる			
		三			出張期間は昭和六年一二月三日から同月一八日までとする			
					外務事務官（北米局）に併任する			
					期間は昭和六年一二月一八日までとする			
					法務大臣官房司法法制調査部司法法制課長に充てる			
					日本弁護士連合会外国法事務弁護士懲戒委員会委員及び外国法事務			
					弁護士登録審査会予備委員に委嘱する			

4 丁	法務省					但木敬一
	年	月	日	事項	名	
一〇	昭和六二 平成元 一〇	六 四 一〇	三 四 一一〇	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事に任命する 日本弁護士連合会外國法事務弁護士懲戒委員会委員及び外國法事務弁護士登録審査会予備委員に委嘱する 任期は平成元年四月一日より同三年三月末日までとする アメリカ合衆国へ出張を命ずる	任期は昭和六二年四月一日より同六四年三月末日までとする 最高裁判所刑罰規則制定諮詢委員会幹事に任命する アメリカ合衆国へ出張を命ずる 出張期間は昭和六二年九月一日から同月六日までとする (期間は昭和六二年九月六日までとする)	日本弁護士連合会 最高裁判所 法務省 外務省 日本弁護士連合会
一二五	二四 (期間は平成二年五月二八日までとする)	二 二 二	二 二 二	法制審議会幹事に併任する アメリカ合衆国へ出張を命ずる	法務省	法務省
	外務省					

丁		法務省		年	月	日	事項	但木敬一
年	月	日	事項	法務省	外務省	名	但木敬一	
平成二年一〇月三〇日	外務事務官（北米局）に併任する （期間は平成二年一〇月三一日までとする）	出張期間は平成二年一〇月二九日から同年一一月三日までとする	法務省	外務省	法務省	名	但木敬一	
三三二〇年四月一日	アメリカ合衆国へ出張を命ずる 東京高等検察庁検事に配置換する	出張期間は平成三年三月二十四日から同月二九日までとする	法務省	外務省	法務省	名	但木敬一	
四五三〇年五月二六日	法務大臣官房司法法制調査部司法法制課長に充てる 副検事選考審査会予備委員に併任する	法務省刑事局刑事課長に充てる	法務省	外務省	法務省	名	但木敬一	
四四三〇年六月三一日	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事を免ずる 平成三年度司法試験（第二次試験）考査委員に併任する	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事を免ずる 平成三年度司法試験（第二次試験）考査委員に併任する	最高裁判所	外務省	法務省	名	但木敬一	
三四三〇年七月二九日	併任の期間は平成三年一二月三一日までとする 法務省刑事局総務課長に充てる	併任の期間は平成三年一二月三一日までとする 法務省刑事局総務課長に充てる	法務省	外務省	法務省	名	但木敬一	
二〇法務省	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表を委嘱する 法制審議会幹事に併任する	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表を委嘱する 法制審議会幹事に併任する	法務省	外務省	法務省	名	但木敬一	

法務省							年	月	日	事項	但木敬一
丁	年	月	日	事項	但木敬一	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
6	平成四	五	一五	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する							
7	平成四	五	一五	併任の期間は平成四年一二月三一日までとする							
一〇	二	四	一〇	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事に任命する							
一一	一〇	一〇	一〇	法務大臣官房秘書課長に充てる							
一一	七	六	一	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表の委嘱を解く							
一一	一〇	一	一	副検事選考審査会予備委員の併任を解除する							
一一	一〇	一	一	公証人審査会予備委員に併任する							
一一	一〇	一	一	併任の期間は平成五年一二月三一日までとする							
一一	一〇	一	一	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事を免ずる							
一一	一	一	一	税制調査会幹事に任命する							
一一	一	一	一	中央防災會議事務局局員に任命する							
一一	一	一	一	公証人審査会委員に併任する							
一一	一	一	一	法制審議会幹事に任命する							
一一	一	一	一	国民生活審議会幹事に任命する							
一一	一	一	一	最高検察庁検事に配置換する							

但木敬一

項

省

年月日

法務大臣官房秘書課長に充てる

平成八一
公証人審査会予備委員に併任する

大分地方検察庁検事正に配置換する

公証人審査会予備委員の併任を解除する

務

内閣

国民生活審議会幹事を免ずる

最高検察庁検事に配置換する

法務事務官（法務大臣官房付（特命調整担当））に併任する

法務大臣官房長に充てる

法務事務官（法務大臣官房付（特命調整担当））の併任を解除する

税制調査会幹事を免ずる

第一四二回国会政府委員を命ずる

法制審議会幹事に併任する

最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する

法務省
最高裁判所

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する

協定第二五条による合同委員会日本政府代表代理を命ずる

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二〇条による合

同会議日本政府代表代理を命ずる

内閣

丁

法務省										但木敬一
年	月	日	事			項			名	
平成八一	一	一	法務大臣官房秘書課長に充てる						法務省	
平成八四	一	五	公証人審査会予備委員に併任する						法務省	
平成八七	一	一	大分地方検察庁検事正に配置換する						法務省	
平成九二	二	三七	公証人審査会予備委員の併任を解除する						法務省	
平成九七	二	七	国民生活審議会幹事を免ずる						法務省	
平成一二一五	一五	一	最高検察庁検事に配置換する						法務省	
平成一二一九	一五	一	法務事務官（法務大臣官房付（特命調整担当））に併任する						法務省	
平成一二一九	一九	一	法務大臣官房長に充てる						法務省	
平成一二一九	一九	一	法務事務官（法務大臣官房付（特命調整担当））の併任を解除する						法務省	
平成一二一九	一九	一	税制調査会幹事を免ずる						法務省	
平成一二一九	一九	一	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する						法務省	
平成一二一九	一九	一	法制審議会幹事に併任する						法務省	
平成一二一九	一九	一	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する						法務省	
平成一二一九	一九	一	協定第二五条による合同委員会日本政府代表代理を命ずる						法務省	
平成一二一九	一九	一	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二〇条による合						法務省	
平成一二一九	一九	一	同会議日本政府代表代理を命ずる						法務省	

8 丁

法務省										但木敬一
年	月	日	事項			内閣				
平成一〇	八	一二	第一四三回国会政府委員を命ずる			内閣				
二	二七	一一	第一四四回国会政府委員を命ずる			内閣				
一	一	一一	第一四五回国会政府委員を命ずる			内閣				
九	一	一一	法務事務次官原田明夫外國出張につき同事務次官事務代理を命ずる			内閣				
			事務代理の期間は平成一一年九月四日までとする			内閣				
			対外経済協力審議会幹事に任命する			内閣				
			法制審議会幹事に併任する			内閣				
			最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する			内閣				
			平成一三年一月五日限りをもつて法制審議会幹事の併任は終了した			内閣				
			平成一二年一月一五日付け法務省秘企第九一九号法務大臣官房秘書 課長依命通知により法務大臣官房は法務省大臣官房となつた			内閣				
			公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚會議幹事に指名する			内閣				
			法務事務次官に任命する			内閣				
			倫理監督官を命ずる			内閣				
			司法試験管理委員会委員長に併任する			内閣				
			最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員を免ずる			内閣				
			最高裁判所刑罰規則制定諮詢委員会委員を任命する			内閣				
			公害対策會議幹事に任命する			内閣				
			高齢社会対策會議幹事に任命する			内閣				
四	三	二	二	二	二	内閣				
一	一	二〇	二二	一一	一	内閣				
一	一	一	一	一	一	内閣				
環境省	環境省	最高裁判所	最高裁判所	法務省	法務省	内閣				

9 丁

法務省			年	月	日	事項	但馬敬一
内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
中央交通安全対策会議幹事に任命する			平成一四	五	二九	自動車検査独立行政法人設立委員に任命する	
少子化社会対策会議幹事に任命する			平成一四	五	二九	自動車検査独立行政法人設立委員に任命する	
独立行政法人水資源機構設立委員に任命する			平成一四	五	二九	自動車検査独立行政法人設立委員に任命する	
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構設立委員に任命する			平成一四	五	二九	自動車検査独立行政法人設立委員に任命する	
独立行政法人国際観光振興機構設立委員に任命する			平成一四	五	二九	自動車検査独立行政法人設立委員に任命する	
独立行政法人国際観光振興機構設立委員に任命する			平成一四	五	二九	自動車検査独立行政法人設立委員に任命する	
独立行政法人海上災害防止センター設立委員に任命する			平成一四	五	二九	自動車検査独立行政法人設立委員に任命する	
独立行政法人空港周辺整備機構設立委員に任命する			平成一四	五	二九	自動車検査独立行政法人設立委員に任命する	
消費者保護会議幹事に任命する	内閣	内閣	平成一四	五	二九	自動車検査独立行政法人設立委員に任命する	